

令和6年経済センサス - 基礎調査
(民営事業所)
速報集計結果

経済センサス - 基礎調査は、事業所及び企業の活動の状態を調査し、我が国における事業所及び企業の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所母集団データベースの整備に資するために実施しています。

この度、民営事業所を対象に行った、令和6年調査の速報集計結果を取りまとめたので公表します。

I	概況	1
II	企業等数及び売上高の状況	3
III	事業所数及び従業者数の状況	6
	令和6年経済センサス - 基礎調査（甲調査）の概要	12
	用語の解説	14
	集計体系及び公表時期	18

利用上の注意

経済センサス - 基礎調査は、甲調査と乙調査の2種類から成り、本冊子は甲調査の集計結果を掲載している。

甲調査は民営事業所を、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としている。

令和6年経済センサス - 基礎調査は、甲調査及び乙調査ともに、2024年（令和6年）6月1日を調査日として実施している。

- ・ 甲調査の結果は、速報集計結果、確報集計結果の二段階に分けて公表する。
- ・ 速報集計結果は、調査結果を早期に公表することを目的として集計したものである。このため、確定数として後日公表する確報集計結果とは必ずしも一致しない。

調査の対象

- ・ 甲調査は、日本標準産業分類（第14回改定）に掲げる産業に属する事業所を対象としている。ただし、国及び地方公共団体の事業所、次に掲げる事業所及び雇用者のいない個人経営の事業所を除く。
 - ① 大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所
 - ② 大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所
 - ③ 大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所
 - ④ 大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

集計の対象

- ・ 売上（収入）金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。

事業所単位の売上（収入）金額

- ・ 売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握は行っていない。
「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」

売上（収入）金額における消費税の取扱い

- ・売上（収入）金額は2023年1年間の数値である。また、売上（収入）金額については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。なお、過去の調査結果は、それぞれその当時の消費税率によるものであり、現行の税率（8%、10%）と異なることから、時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

欠測値の補完等

- ・調査票の未回答項目や回答内容の矛盾などについては、内容を精査し、令和3年経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

その他の結果表章における注意点（四捨五入、秘匿処理等）

- ・売上（収入）金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。
- ・産業分類別の結果では、回答内容の不備等により産業分類符号の格付が十分に行えなかった事業所（企業等）については、上位分類に含めて集計しているため、内訳の計と上位分類の数値が一致しない場合がある。
- ・該当数値がないもの及び分母が0のため計算できないものは「－」とした。
- ・令和6年経済センサス-基礎調査（甲調査）は、「雇用者のいない個人経営の事業所」を調査対象としておらず、令和3年経済センサス-活動調査や令和元年経済センサス-基礎調査を始めとした過去の経済センサスとは調査対象範囲が異なっているため、比較には留意が必要である。

I 概況

2024年6月1日現在の我が国の企業等[※]の数は232万6618企業等となっている。

また、2023年の売上（収入）金額（以下「売上高」という。）は1973兆7429億円となっている。

※ 事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を営んでいる場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。以下「企業等」という。

（表 I－1）

表 I－1 産業大分類別企業等数及び売上高

産業大分類	企業等数 (2024年)	合計に 占める 割合 (%)	売上高 (2023年)	合計に 占める 割合 (%)	1企業等当たり 売上高 (万円)
			(百万円)		
合計	2,326,618	100.0	1,973,742,920	100.0	86,463
農林漁業（個人経営を除く）	33,962	1.5	6,823,909	0.3	20,503
鉱業、採石業、砂利採取業	1,167	0.1	2,384,374	0.1	206,261
建設業	303,468	13.0	130,073,736	6.6	43,598
製造業	227,118	9.8	464,103,435	23.5	205,749
電気・ガス・熱供給・水道業	7,905	0.3	51,040,111	2.6	667,453
情報通信業	62,914	2.7	88,892,972	4.5	147,901
運輸業、郵便業	53,709	2.3	75,525,260	3.8	144,168
卸売業、小売業	440,631	18.9	529,290,864	26.8	121,710
金融業、保険業	27,886	1.2	163,422,574	8.3	608,582
不動産業、物品賃貸業	224,702	9.7	68,653,263	3.5	31,138
学術研究、専門・技術サービス業	176,733	7.6	59,368,899	3.0	34,685
宿泊業、飲食サービス業	164,881	7.1	26,752,357	1.4	16,517
生活関連サービス業、娯楽業	116,864	5.0	37,259,504	1.9	32,515
教育、学習支援業	49,304	2.1	18,621,189	0.9	38,728
医療、福祉	228,703	9.8	191,592,775	9.7	85,651
複合サービス事業	4,074	0.2	7,872,707	0.4	194,244
サービス業（他に分類されないもの）	202,597	8.7	52,064,992	2.6	26,228
第一次産業	33,962	1.5	6,823,909	0.3	20,503
第二次産業	531,753	22.9	596,561,545	30.2	113,615
第三次産業	1,760,903	75.7	1,370,357,467	69.4	79,468

注1：「売上高」及び「1企業等当たり売上高」は必要な事項の数値が得られた企業等を対象として集計した。

注2：表 I－1 の企業等数は売上高等の事項の数値が得られていない企業等も含んでいる。

このため、「1企業等当たり売上高」は「売上高」を「企業等数」で除した数値に必ずしも一致しない。

注3：各産業に分類されるものは次のとおり。

「第一次産業」…「農林漁業」

「第二次産業」…「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」及び「製造業」

「第三次産業」…「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」

2024年6月1日現在の民営事業所数の総数（以下「事業所総数」という。）は506万2179事業所となっている。このうち事業内容等不詳の事業所を除いた民営事業所数（以下「事業所数」という。）は372万6874事業所、従業者数は5467万6396人となっている。

（表Ⅰ－２）

表Ⅰ－２ 産業大分類別事業所数及び従業者数

産業大分類	事業所数 (2024年)		従業者数 (2024年)		
		合計に 占める 割合 (%)	(人)	合計に 占める 割合 (%)	1事業所 当たり 従業者数 (人)
合計	3,726,874	100.0	54,676,396	100.0	14.7
農林漁業（個人経営を除く）	40,589	1.1	405,215	0.7	10.0
鉱業、採石業、砂利採取業	1,446	0.0	15,915	0.0	11.0
建設業	357,652	9.6	3,232,604	5.9	9.0
製造業	295,055	7.9	8,220,539	15.0	27.9
電気・ガス・熱供給・水道業	12,010	0.3	225,548	0.4	18.8
情報通信業	82,804	2.2	2,118,330	3.9	25.6
運輸業、郵便業	114,307	3.1	3,037,352	5.6	26.6
卸売業、小売業	884,151	23.7	10,468,777	19.1	11.8
金融業、保険業	78,825	2.1	1,438,220	2.6	18.2
不動産業、物品賃貸業	266,824	7.2	1,427,253	2.6	5.3
学術研究、専門・技術サービス業	215,788	5.8	2,158,346	3.9	10.0
宿泊業、飲食サービス業	326,625	8.8	4,220,352	7.7	12.9
生活関連サービス業、娯楽業	204,779	5.5	1,813,274	3.3	8.9
教育、学習支援業	100,550	2.7	1,871,984	3.4	18.6
医療、福祉	414,580	11.1	8,311,416	15.2	20.0
複合サービス事業	30,313	0.8	389,042	0.7	12.8
サービス業（他に分類されないもの）	300,576	8.1	5,322,229	9.7	17.7
第一次産業	40,589	1.1	405,215	0.7	10.0
第二次産業	654,153	17.6	11,469,058	21.0	17.5
第三次産業	3,032,132	81.4	42,802,123	78.3	14.1
事業所総数（事業内容等不詳を含む事業所数）	5,062,179	—	—	—	—

注：「事業所数」、「従業者数」及び「1事業所当たり従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

Ⅱ 企業等数及び売上高の状況（企業等に関する集計）

1. 産業大分類別の状況

（1）企業等数

産業大分類別に企業等数をみると、「卸売業、小売業」が44万631企業等（全産業の18.9%）と最も多く、次いで「建設業」が30万3468企業等（同13.0%）、「医療、福祉」が22万8703企業等（同9.8%）などとなっており、上位3産業で全産業の41.8%を占めている。

（表Ⅰ－1、図Ⅱ－1）

（2）売上高

売上高をみると、「卸売業、小売業」が529兆2909億円（全産業の26.8%）と最も多く、次いで「製造業」が464兆1034億円（同23.5%）、「医療、福祉」が191兆5928億円（同9.7%）などとなっており、上位3産業で全産業の60.0%を占めている。

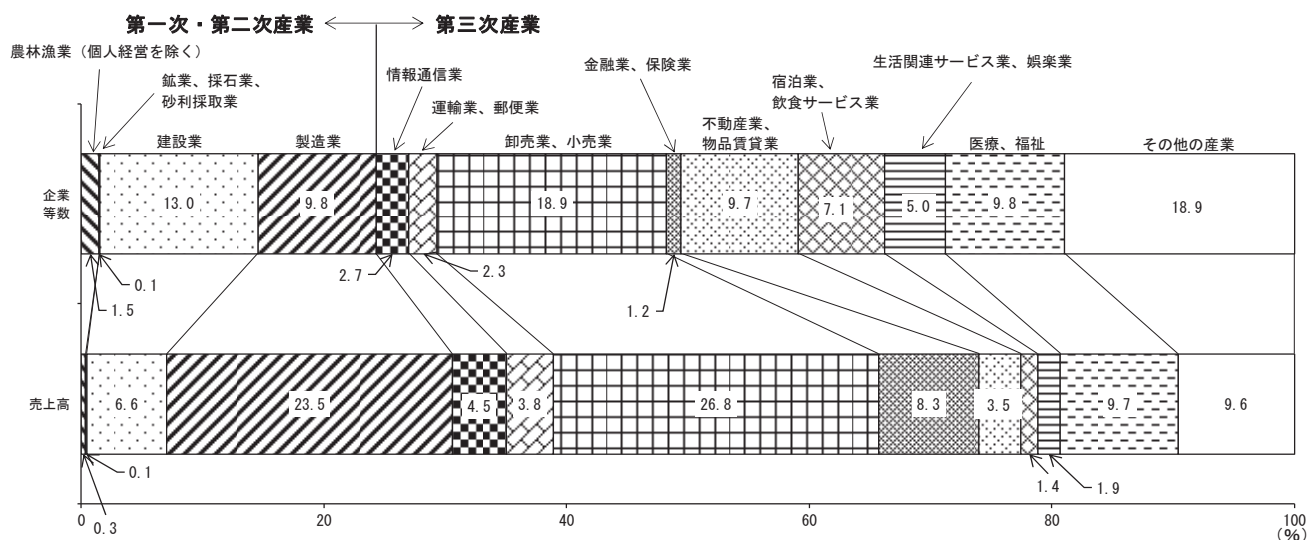
（表Ⅰ－1、図Ⅱ－1）

（3）1企業等当たり売上高

1企業等当たり売上高をみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が66億7453万円と最も多く、次いで「金融業、保険業」が60億8582万円、「鉱業、採石業、砂利採取業」が20億6261万円などとなっている。

（表Ⅰ－1）

図Ⅱ－1 産業大分類別企業等数及び売上高の構成比



注1：「その他の産業」は、日本標準産業分類（第14回改定）における大分類「電気・ガス・熱供給・水道業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」の計である。

注2：「売上高の構成比」は必要な事項の数値が得られた企業等を対象として集計した。

2. 経営組織別の状況

(1) 企業等数

経営組織別に企業等数をみると、「法人」（会社以外の法人を含む。以下同じ。）が188万8931法人（全企業等の81.2%）、「個人経営（雇用者あり）」が43万7687企業（同18.8%）となっている。

（表Ⅱ－1）

(2) 売上高

売上高をみると、「法人」が1959兆5227億円（全企業等の99.3%）、「個人経営（雇用者あり）」が14兆2203億円（同0.7%）となっている。

（表Ⅱ－1）

表Ⅱ－1 経営組織別企業等数及び売上高

経営組織	企業等数 (2024年)		売上高 (2023年) (百万円)	
		合計に 占める 割合 (%)		合計に 占める 割合 (%)
合計	2,326,618	100.0	1,973,742,920	100.0
法人	1,888,931	81.2	1,959,522,652	99.3
会社企業	1,631,471	70.1	1,681,414,206	85.2
会社以外の法人	257,460	11.1	278,108,446	14.1
個人経営（雇用者あり）	437,687	18.8	14,220,269	0.7

注：「売上高」は必要な事項の数値が得られた企業等を対象として集計した。

3. 資本金階級別の状況（会社企業に関する集計）

会社企業について、資本金階級別に企業数をみると、「資本金1000万円未満」が99万3196企業（資本金階級別の総数に占める割合は61.3%）、「資本金1000～3000万円未満」が48万553企業（同29.6%）、「資本金3000万円～1億円未満」が11万8692企業（同7.3%）、「資本金1億円以上」が2万8922企業（同1.8%）となっている。

（表Ⅱ－2）

表Ⅱ－2 資本金階級別会社企業数

資本金階級	会社 企業数 (2024年)	総数に 占める 割合 (%)
総数	1,631,471	—
1000万円未満	993,196	61.3
1000～3000万円未満	480,553	29.6
3000万円～1億円未満	118,692	7.3
1億円以上	28,922	1.8

注1：資本金階級の総数は資本金「不詳」を含む。

注2：総数に占める割合は、資本金「不詳」を除いて算出した。

注3：「会社企業数」は必要な事項の数値が得られた企業を対象として集計した。

4. 企業等有する事業所数別の状況

事業所数別に企業等数をみると、「単一事業所企業」が206万6589企業等（全企業等の88.8%）、「複数事業所企業」が26万29企業等（同11.2%）となっている。

（表Ⅱ－3）

表Ⅱ－3 事業所数別企業等数

事業所数	企業等数 (2024年)	合計に 占める 割合 (%)
合計	2,326,618	100.0
単一事業所企業	2,066,589	88.8
複数事業所企業	260,029	11.2

注1：「単一事業所企業」は「単独事業所（他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所）」の企業等をいう。

注2：「複数事業所企業」は国内にある本所と国内又は海外にある支所で構成されている企業等をいう（国内に本所があり、海外にのみ支所がある企業を含む。）。

Ⅲ 事業所数及び従業者数の状況（事業所に関する集計）

1. 産業大分類別事業所数及び従業者数

（1）事業所数

産業大分類別に事業所数をみると、「卸売業、小売業」が88万4151事業所（全産業の23.7%）と最も多く、次いで「医療、福祉」が41万4580事業所（同11.1%）、「建設業」が35万7652事業所（同9.6%）などとなっており、上位3産業で全産業の44.4%を占めている。

（表Ⅰ－2、図Ⅲ－1）

（2）従業者数

従業者数をみると、「卸売業、小売業」が1046万8777人（全産業の19.1%）と最も多く、次いで「医療、福祉」が831万1416人（同15.2%）、「製造業」が822万539人（同15.0%）などとなっており、上位3産業で全産業の49.4%を占めている。

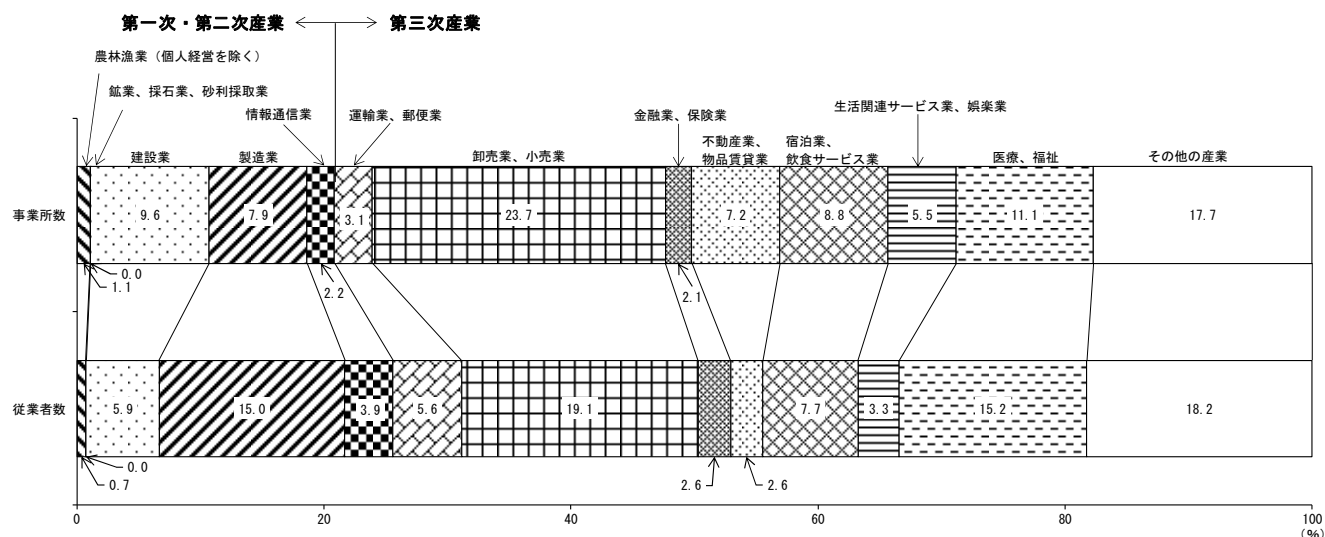
（表Ⅰ－2、図Ⅲ－1）

（3）1事業所当たり従業者数

1事業所当たり従業者数をみると、「製造業」が27.9人と最も多く、次いで「運輸業、郵便業」が26.6人、「情報通信業」が25.6人などとなっている。一方、1事業所当たり従業者数が最も少ないのは「不動産業、物品賃貸業」で5.3人、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が8.9人、「建設業」が9.0人などとなっている。

（表Ⅰ－2）

図Ⅲ－1 産業大分類別事業所数及び従業者数の構成比



注1：「その他の産業」は、日本標準産業分類（第14回改定）における大分類「電気・ガス・熱供給・水道業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」の計である。

注2：「事業所数の構成比」及び「従業者数の構成比」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

2. 産業大分類別従業者数及び常用雇用者数

産業大分類別に従業者数に占める「常用雇用者」の割合（以下「常用雇用者比率」という。）をみると、「複合サービス事業」が96.8%と最も高く、次いで「金融業、保険業」が95.4%、「製造業」が93.9%などとなっている。

（表Ⅲ－１、図Ⅲ－２）

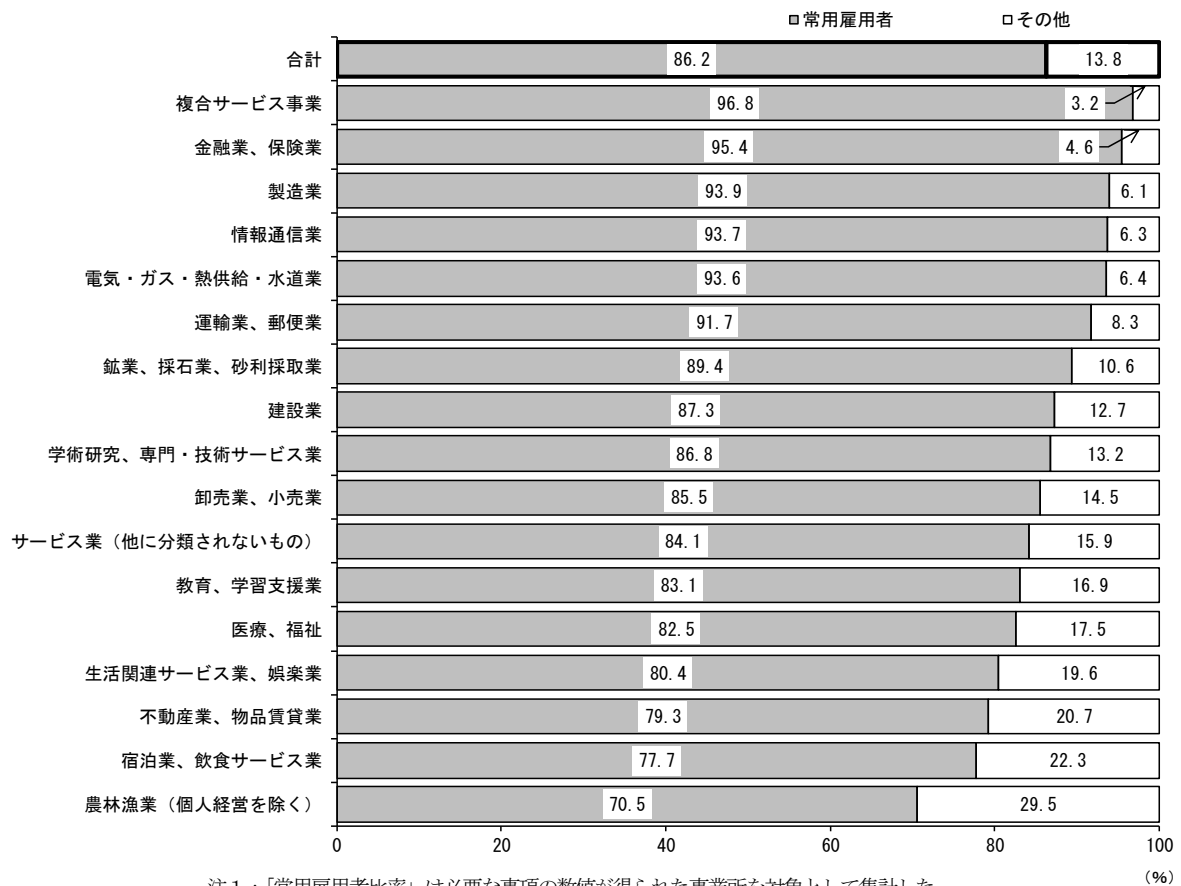
表Ⅲ－１ 産業大分類別従業者数及び常用雇用者数

産業大分類	従業者数 (2024年) (人)	うち 常用雇用者	常用雇用者 比率 (2024年) (%)
合計	54,676,396	47,154,069	86.2
農林漁業（個人経営を除く）	405,215	285,620	70.5
鉱業、採石業、砂利採取業	15,915	14,224	89.4
建設業	3,232,604	2,821,512	87.3
製造業	8,220,539	7,718,698	93.9
電気・ガス・熱供給・水道業	225,548	211,132	93.6
情報通信業	2,118,330	1,983,900	93.7
運輸業、郵便業	3,037,352	2,785,316	91.7
卸売業、小売業	10,468,777	8,954,907	85.5
金融業、保険業	1,438,220	1,371,720	95.4
不動産業、物品賃貸業	1,427,253	1,131,125	79.3
学術研究、専門・技術サービス業	2,158,346	1,873,595	86.8
宿泊業、飲食サービス業	4,220,352	3,278,542	77.7
生活関連サービス業、娯楽業	1,813,274	1,458,550	80.4
教育、学習支援業	1,871,984	1,554,893	83.1
医療、福祉	8,311,416	6,857,184	82.5
複合サービス事業	389,042	376,478	96.8
サービス業（他に分類されないもの）	5,322,229	4,476,673	84.1

注1：「従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

注2：「常用雇用者」は、事業所に常時雇用されている人をいい、期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人が含まれる。

図Ⅲ－２ 産業大分類別常用雇用者比率



注1：「常用雇用者比率」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

注2：「その他」には臨時雇用者（1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人）のほか、個人業主、有給役員、家族従業者が含まれる。

3. 従業者規模別事業所数及び従業者数

(1) 事業所数

従業者規模別に事業所数をみると、「1～4人」が171万9771事業所（事業所全体の46.1%）と最も多く、次いで「5～9人」が81万6951事業所（同21.9%）、「10～19人」が57万7512事業所（同15.5%）などとなっている。

（表Ⅲ－2）

(2) 従業者数

従業者規模別に従業者数をみると、「300人以上」の事業所に属する従業者数が978万4493人（従業者全体の17.9%）と最も多く、次いで「10～19人」が779万8894人（同14.3%）、「50～99人」が724万190人（同13.2%）などとなっている。

（表Ⅲ－2）

表Ⅲ－2 従業者規模別事業所数及び従業者数

従業者規模	事業所数 (2024年)		従業者数 (2024年)	
		総数に 占める割 合 (%)	(人)	総数に 占める割 合 (%)
総数	3,726,874	100.0	54,676,396	100.0
1～4人	1,719,771	46.1	3,971,957	7.3
5～9	816,951	21.9	5,391,785	9.9
10～19	577,512	15.5	7,798,894	14.3
20～29	228,445	6.1	5,425,136	9.9
30～49	171,153	4.6	6,426,306	11.8
50～99	105,606	2.8	7,240,190	13.2
100～199	42,998	1.2	5,832,277	10.7
200～299	11,631	0.3	2,805,358	5.1
300人以上	14,120	0.4	9,784,493	17.9

注1：総数には従業者0人の事業所を含む。

注2：「事業所数」及び「従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

4. 都道府県別の状況

都道府県別に事業所総数をみると、東京都が77万7797事業所と最も多く、次いで大阪府が41万7995事業所、神奈川県が30万9104事業所などとなっている。

従業者数をみると、東京都が952万3270人と最も多く、次いで大阪府が437万7096人、愛知県が364万9670人などとなっている。

1事業所当たり従業者数をみると、東京都が18.5人と最も多く、次いで愛知県が16.3人、神奈川県及び茨城県が15.6人などとなっている。

(表Ⅲ－3、図Ⅲ－3、図Ⅲ－4、図Ⅲ－5)

表Ⅲ－3 都道府県別事業所総数及び従業者数

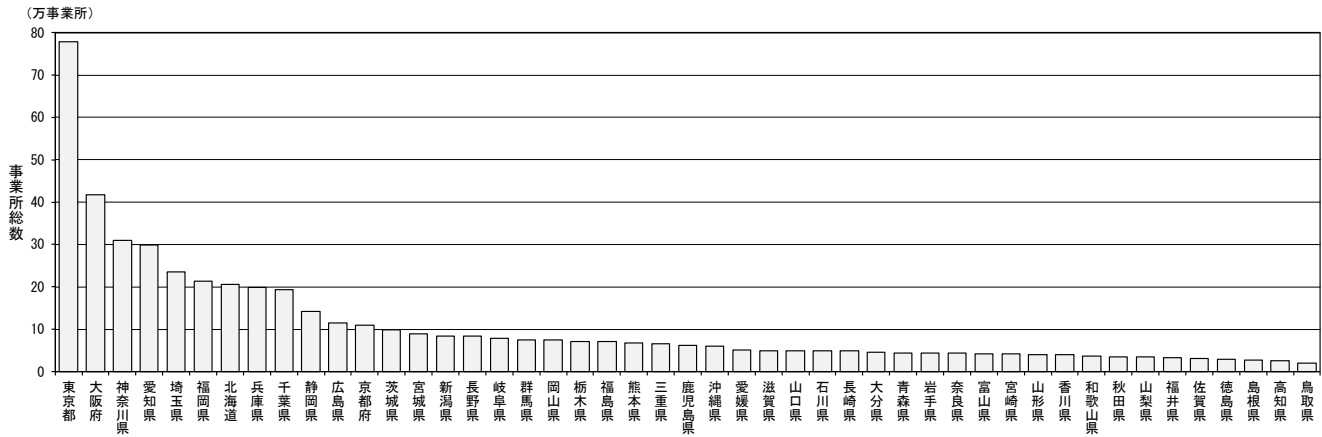
都道府県	事業所総数 (2024年)		従業者数 (2024年)		
		全国に 占める 割合 (%)	(人)	全国に 占める 割合 (%)	1事業所 当たり 従業者数 (人)
全 国	5,062,179	100.0	54,676,396	100.0	14.7
北海道	205,405	4.1	2,012,132	3.7	12.8
青 森 県	44,303	0.9	439,992	0.8	12.1
岩 手 県	44,103	0.9	462,056	0.8	12.5
宮 城 県	88,983	1.8	977,857	1.8	13.8
秋 田 県	35,384	0.7	355,907	0.7	12.2
山 形 県	40,732	0.8	412,151	0.8	12.2
福 島 県	71,275	1.4	717,724	1.3	12.8
茨 城 県	98,941	2.0	1,150,393	2.1	15.6
栃 木 県	71,313	1.4	809,681	1.5	14.8
群 馬 県	75,614	1.5	832,049	1.5	14.4
埼 玉 県	236,055	4.7	2,484,191	4.5	14.5
千 葉 県	192,988	3.8	2,107,626	3.9	15.1
東 京 都	777,797	15.4	9,523,270	17.4	18.5
神 奈 川 県	309,104	6.1	3,416,829	6.2	15.6
新 潟 県	84,689	1.7	905,566	1.7	12.8
富 山 県	41,907	0.8	465,976	0.9	13.7
石 川 県	49,280	1.0	490,889	0.9	13.0
福 井 県	33,538	0.7	338,973	0.6	12.7
山 梨 県	34,232	0.7	328,233	0.6	12.6
長 野 県	83,097	1.6	851,365	1.6	12.7
岐 阜 県	78,745	1.6	816,105	1.5	13.2
静 岡 県	142,158	2.8	1,603,971	2.9	14.3
愛 知 県	298,186	5.9	3,649,670	6.7	16.3
三 重 県	65,113	1.3	736,892	1.3	14.6
滋 賀 県	49,825	1.0	589,638	1.1	15.2
京 都 府	109,245	2.2	1,075,730	2.0	14.1
大 阪 府	417,995	8.3	4,377,096	8.0	15.5
兵 庫 県	197,989	3.9	2,048,574	3.7	14.6
奈 良 県	43,017	0.8	398,263	0.7	12.9
和 歌 山 県	36,539	0.7	323,868	0.6	11.8
鳥 取 県	20,918	0.4	203,905	0.4	11.9
島 根 県	27,612	0.5	265,809	0.5	11.6
岡 山 県	74,435	1.5	770,242	1.4	13.4
広 島 県	114,244	2.3	1,207,407	2.2	13.5
山 口 県	49,304	1.0	520,830	1.0	13.0
徳 島 県	29,223	0.6	264,708	0.5	12.1
香 川 県	40,533	0.8	394,743	0.7	12.5
愛 媛 県	51,711	1.0	505,763	0.9	12.5
高 知 県	26,406	0.5	237,732	0.4	11.5
福 岡 県	212,983	4.2	2,193,166	4.0	14.0
佐 賀 県	30,990	0.6	327,189	0.6	13.3
長 崎 県	48,669	1.0	468,161	0.9	12.2
熊 本 県	68,078	1.3	655,853	1.2	12.7
大 分 県	45,534	0.9	436,280	0.8	12.5
宮 崎 県	41,222	0.8	394,853	0.7	12.3
鹿 児 島 県	61,774	1.2	592,500	1.1	12.3
沖 縄 県	60,991	1.2	534,588	1.0	13.7

注1：「従業者数」及び「1事業所当たり従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

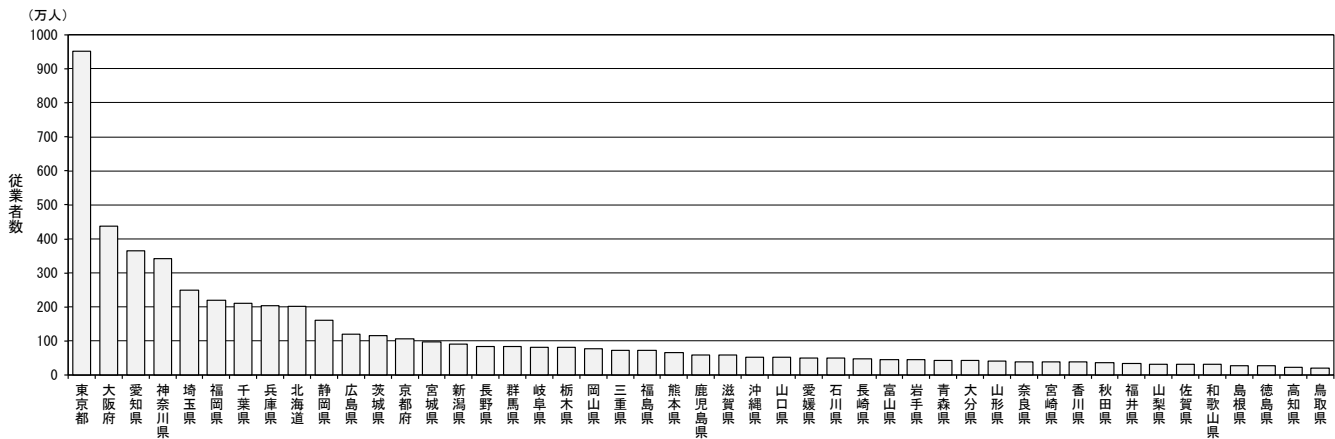
注2：「事業所総数」は事業内容等不詳の事業所を含んでいる。このため、「1事業所当たり従業者数」は

表Ⅲ－3の「従業者数」を「事業所総数」で除した数値に必ずしも一致しない。

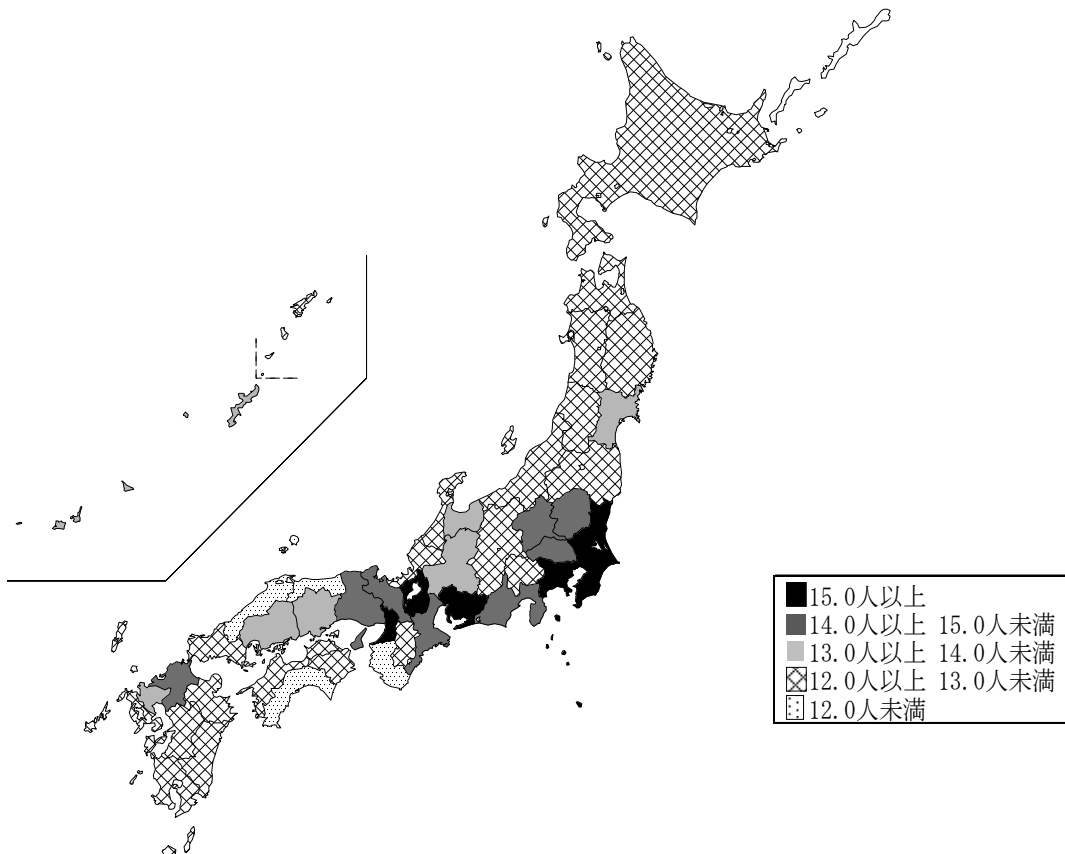
図Ⅲ－3 都道府県別事業所総数



図Ⅲ－4 都道府県別従業者数



図Ⅲ－5 都道府県別1事業所当たり従業者数



注：図は、表章単位未満を含んだ数値から作成している。

令和6年経済センサス - 基礎調査（甲調査）の概要

※ 経済センサス - 基礎調査は甲調査と乙調査の2種類から成り、本冊子では2024年の甲調査結果を掲載している。

1. 調査の目的

我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所母集団データベースの整備に資することを目的としている。

2. 調査の対象

(1) 地理的範囲：全国

(2) 属性的範囲：

甲調査は、日本標準産業分類（第14回改定）に掲げる産業に属する事業所を対象としている。ただし、国及び地方公共団体の事業所、以下に掲げる事業所及び雇用者のいない個人経営の事業所を除く。

- ① 大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所
- ④ 大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

3. 調査事項

(1) 調査票A（支所となる事業所を有する企業等）

- ① 名称及び電話番号
- ② 所在地
- ③ 法人番号
- ④ 経営組織
- ⑤ 企業・団体全体の主な事業の内容
- ⑥ 企業・団体全体の年間総売上（収入）金額
- ⑦ 資本金又は出資金・基金の額
- ⑧ 企業傘下の事業所の名称及び電話番号
- ⑨ 企業傘下の事業所の所在地
- ⑩ 企業傘下の事業所の従業者数
- ⑪ 企業傘下の事業所の主な事業の内容
- ⑫ 企業傘下の事業所の年間総売上（収入）金額
- ⑬ 企業傘下の事業所の開設時期

(2) 調査票B（上記（1）以外）

- ① 事業所の名称及び電話番号
- ② 事業所の所在地
- ③ 法人番号
- ④ 経営組織
- ⑤ 単独事業所、本所等、支所等の別
- ⑥ 本所・本社・本店の名称、電話番号、所在地
- ⑦ 事業所の従業者数
- ⑧ 事業所の主な事業の内容
- ⑨ 事業所の年間総売上（収入）金額
- ⑩ 事業所の開設時期
- ⑪ 資本金又は出資金・基金の額
- ⑫ 企業・団体全体の主な事業の内容
- ⑬ 企業・団体全体の年間総売上（収入）金額

4. 基準となる期日

2024 年（令和 6 年）6 月 1 日現在

5. 調査の方法

総務省が業務を委託した調査実施事業者が調査票を郵送し、オンライン又は郵送で回収することにより行った。

なお、同時期に実施した経済構造実態調査・個人企業経済調査と重複する項目については、経済センサス - 基礎調査での回答は不要とし、各調査で把握した回答内容について基礎調査側へデータを移送することにより、報告者負担の軽減を図った。

用語の解説

1. 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ・ 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ・ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

（1）民営事業所（甲調査の対象）

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。（国及び地方公共団体の事業所は、乙調査の対象）

（2）事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入内容等不備などで事業内容等が不明の事業所をいう。

2. 従業者

調査日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とする。

・ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。したがって、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人（臨時雇用者）は含まない。

3. 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（第14回改定）に基づき分類した。

なお、速報集計においては、原則として大分類に基づき分類する。

4. 経営組織

(1) 民間

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

① 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。次の②会社及び③会社以外の法人が該当する。

② 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

③ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

④ 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

⑤ 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

(2) 国及び地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）の事業所をいう。

5. 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）又は個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を営んでいる場合は、それらはまとめて一つの企業となる。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業となる。

なお、会社企業又は個人経営の企業の数を表す場合は「企業数」、法人又は会社以外の法人の数を表す場合は「法人数」、これら全てをまとめた全企業等の数を表す場合は「企業等数」としている。

6. 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。

7. 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類（企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）などにより分類している。

なお、速報集計においては、原則として大分類に基づき分類する。

8. 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

9. 単一・複数

企業等を構成している事業所により、企業等を次の2つに区分している。

(1) 単一事業所企業

単独事業所の企業等をいう。

(2) 複数事業所企業

国内にある本所と国内又は海外にある支所で構成されている企業等をいう（国内に本所があり、海外にのみ支所がある企業を含む。）。

10. 単独・本所・支所

(1) 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

(2) 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所とする。

(3) 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

11. 売上(収入)金額

商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の会社、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

売上(収入)金額は、税抜きで記入された回答は税込み補正を行い、税込みで集計している。

集計体系及び公表時期

集計区分		集計内容	公表時期
I 甲調査（民営事業所）	速報集計	(1) 事業所に関する集計	2025年5月30日
		(2) 企業等に関する集計	
	確報集計	(1) 事業所に関する集計	2025年12月 （予定）
		(2) 企業等に関する集計	
II 乙公共団体の事業所	(1) 事業所の活動状態に関する集計	地域、活動状態別事業所数を表章	2025年5月30日
	(2) 新規把握事業所に関する集計	産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別等に事業所数及び従業者数を表章	

【内容に関する問合せ先】



総務省統計局 事業所情報管理課 審査発表係

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

TEL：03-5273-1022

Eメール：p-shinsa@soumu.go.jp

経済センサス - 基礎調査ホームページ

URL <https://www.stat.go.jp/data/e-census/2024/index.html>

※ 経済センサス - 基礎調査についての詳しい説明は、総務省統計局のホームページで御覧いただけます。

経済センサス

検索

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」(<https://www.e-stat.go.jp/>)でも統計データ等の各種情報が御覧いただけます。

本冊子に掲載されたデータを引用・転載する場合には、必ず、出典（総務省「令和6年経済センサス - 基礎調査（甲調査）結果」）の表記をお願いします。